

小作争議調査表

No. 39

昭和十年(月報番號第一七號)

(昭和十年四月分)

財團協會福岡出張所

場 所	朝倉郡久喜宮村大字久喜宮	發 生	昭和十年一月二十日
關係人員	地主 高山重城外名 小作人 養文石次郎	關係地 種類面積	田三反一畝十六步
地主關係團體	サ ン	小作人 關係團體	日本農民協會 久喜宮村支分
原因	小作人は昭和七年頃より日農久喜宮支分會と其の地主と對し小作料を以て同村長等に調停せしめ同年十月に解決した。然し小作人は前記地主に對し昭和八年度以降は小作料を納入せず地主は小作料調停を申請するに至る。		
事項	小作料請求		
經過	四月八日同村從場長調停委員を期催し了る結果左の條件で解決す。		

備 考	結 果
	<p>三月五日解決</p> <p>一、田六反一畝十六步の土地返還に對し、雜料科として、 八金二百円を地主より小作人に支拂ふこと。但し内百円は二月二十日迄に支拂ふこと。 残百円は本年十月末日迄に土地返還と同時に支拂ふこと。 二、昭和八年年度、不納小作米及び本年度小作料を全免すること。 四月六日解決</p> <p>一、小作人久保守吉五分 一、昭和八年年度滞納小作米全免 一、雜料科として百九十二円、又九五月 一、小作人久保守吉五分 一、昭和八年、九年、三年滞納小作料全免 一、雜料科二百八十八円 何れも昭和十年四月末日地主より小作人に支拂ふこと。小作人は本年年度麥收穫作 小作田全部返上すること。</p>